

# 「大企業と中小企業との取引の実態等に関する調査」

## 結果概要

平成24年11月  
中小企業庁

- ・平成24年6月に取りまとめられた「“ちいさな企業” 未来会議 取りまとめ」において、以下のとおり提言がなされたところ。

## (c) 取引の適正化への対応

- ・悪質な親事業者に対して十分な取締を行うことができているかを十分に検証するとともに、対象を他の取引にまで広げる必要はあるかどうか、また、広げる場合にはどのような範囲に広げることが適切かを調査・検討し、必要な場合には、制度見直しを行うことが適当である。

(例えば、流通分野等では、対象がプライベートブランドの製造委託等に限定されているが、これを汎用品にまで広げる必要はあるか等)

- ・これを受け、「大企業と中小企業との取引の実態等に関する調査」を実施。

### 1. 目的

中小企業の取引の適正化を進めるための、大企業と中小企業との取引実態の把握

### 2. 調査方法・調査先

- ・調査票送付による記載方式（選択式）
- ・発送数：建設業を除く、中小企業：20,000社、大企業：5,000社
- ・調査実施期間：平成24年8月1日～8月24日

### 3. 調査の内容

下請代金法規制対象取引、下請代金法規制対象外取引において、受注側の中小企業が経済的に損害を受ける可能性がある行為の内容及びその発生頻度の把握 等

### 4. 有効回答数

中小企業：6,275社（回答率 31.4%）／ 大企業：1,669社（回答率 33.4%）

・今回実施した実態調査の結果をみると、下請代金法で規制されていない取引（以下、「法対象外取引」）については、発注企業の都合により行われ、結果として中小企業が経済的に損害を被る可能性のある取引行為（以下、「懸念行為」）が、全体として一定程度（1.5～9.4%）見受けられた。この中で、返品や代金の減額、やり直し要請、経済上の利益提供要請などについては、比較的多く見受けられた。【図表1】

・納品～検収～決済までの期間についてみると、下請代金法上違反としている期間※ を超えるものが2.3～5.3%存在している。【図表2】

※下請代金法では、支払期日について、商品等を受領した日から60日以内に定めることとしている。

また、手形期間が120日（繊維業のみ90日）を超える手形の交付は「割引困難な手形の交付の禁止」に違反するおそれがある。

【図表1】「法対象外取引」における懸念行為の現状

（中小企業による回答）（単位：%）

	取引全体	大企業との取引	中小企業との取引
①代金の支払遅延	4.7	3.1	5.9
②代金の減額	6.2	5.9	6.5
③買ったたき	4.1	3.9	4.1
④返品	9.4	9.8	9.3
⑤受領拒否	1.5	1.7	1.2
⑥給付内容の変更及びやり直し	5.6	5.5	5.6
⑦経済上の利益提供要請	5.6	8.1	3.8
・協賛金等負担要請	4.3	6.0	2.9
・従業員派遣要請	1.7	2.5	1.1
・知的財産権無償譲渡等	2.0	2.8	1.3
⑧購入・利用強制	2.8	3.6	2.3

【図表2】納品～検収～決済までの期間（中小企業による回答）

（単位：%）

		全 体	検収から決済までの期間				
			即日～60日	61日～90日	91日～120日	121日～180日	181日以上
納品から検収までの期間	即日～10日	54.9	6.9	4.2	2.1	0.3	
	11日～20日	3.8	0.8	0.2	0.1	0.1	
	21日～30日	12.5	1.1	1.1	0.5	0.0	
	31日～40日	4.2	0.5	0.3	0.2	0.1	
	41日～50日	0.9	0.2	0.0	0.0	0.0	
	51日～60日	1.8	0.3	0.1	0.1	0.0	
	61日以上	0.4	0.5	0.4	0.4	0.1	

下請代金法上違反とされる期間に相当するもの：2.3～5.3%

- ・ 法対象外取引における懸念行為の発生割合を、下請代金法規制対象取引（以下、「法対象取引」）と比較すると、「法対象取引」における下請代金法違反のおそれのある行為の発生割合は0.1～8.6%【P6図表9】であり、「懸念行為」の発生割合とは同程度であるものの、それによって経済的な損害が発生する割合は、「法対象外取引」の方が低い【図表3】 【図表4】

【図表3】「法対象外取引」における経済的な損害の発生頻度

（中小企業による回答）（単位：％）

	ない	25% 未満	25%～ 50%	51%～ 75%	75%超
取引全体	87.4	11.4	0.5	0.2	0.5
大企業との取引	85.5	13.1	0.5	0.3	0.6
中小企業との取引	89.2	9.9	0.5	0.1	0.4
不明	88.1	10.1	0.9	0.6	0.3

【図表4】「法対象取引」における経済的な損害の発生頻度

（中小企業による回答）（単位：％）

	ない	25% 未満	25%～ 50%	51%～ 75%	75%超
取引全体	51.4	36.0	3.7	1.4	7.6
大企業との取引	54.3	33.7	3.0	1.6	7.4
中小企業との取引	49.1	37.8	4.2	1.2	7.7
不明	50.6	36.3	3.8	1.3	8.1

- ・「懸念行為」発生の要因としては、①書面の交付を伴わない取引（12.3%）又は交付しても仕様の不記載（46.1%）など内容が不明確な場合が多く、取引内容が曖昧であること【図表5】、②各業界固有の取引慣習により取引が規律されている面があることなどがあげられた。
- ・例えば、経済上の利益提供要請（協賛金等の負担の要請や従業員の派遣要請）については、発注企業と受注企業の双方ともに、取引慣習が要因であると認識しているものが多く、特に、発注企業が小売業である場合においてその傾向が顕著であった。【図表6】

【図表5】発注内容の書面化の状況（単位：%）

交付されている	86.6
交付されていない	12.3
その他	1.1

○発注書面に記載されている事項

発注内容	82.3	納入方法	45.4
仕様	53.9	検収条件	37.8
商品種類	67.7	代金請求方法	45.2
単価	70.2	代金支払期日	60.0
数量	73.8	支払方法	62.4
納期	72.2	解約条件	38.0
納入場所	67.9		

【図表6】取引慣習が要因となり、発生する行為（中小企業による回答）

（単位：%）

発生要因 行為の種類	取引全体		発注企業が小売業の場合		大企業との取引		発注企業が小売業の場合	
	取引先の都合によるもの	取引の慣習によるもの	取引先の都合によるもの	取引の慣習によるもの	取引先の都合によるもの	取引の慣習によるもの	取引先の都合によるもの	取引の慣習によるもの
不当な経済上の利益提供要請 ・協賛金等の負担の要請	4.3	8.1	5.8	17.8	6.0	11.0	7.1	22.7
・従業員の派遣要請	1.7	4.5	4.5	13.4	2.5	6.2	5.5	16.4

- これらの結果、受注企業と発注企業のそれぞれが「懸念行為」の発生要因として考えている内容には、大きな認識ギャップが発生【図表7】（主に、お互いが相手方に帰責事由が存在するものと認識）しており、特に『代金の支払遅延』、『代金の減額』、『返品』、『受領拒否』、『やり直し要請』においてそのギャップが大きい。【図表8】

【図表7】懸念行為の発生要因

受注企業に起因するもの	(例) ・ 納入した商品に瑕疵（欠陥等）がある ・ 納入した商品が契約内容と異なる
発注企業に起因するもの	(例) ・ 発注企業がその顧客から発注を取り消される ・ 発注企業の利益確保
取引の慣習	

【図表8】発注企業(大企業)と受注企業(中小企業)との認識の差異

(単位:%)

<代金の支払遅延の要因>	発注企業認識	受注企業認識
受注企業（中小企業）からの請求書提出遅れ	54.3	14.9
受注企業（中小企業）の納入が納入日に間に合わなかった	23.9	
発注企業（大企業）の都合	16.2	52.7
<減額の要因>	発注企業認識	受注企業認識
受注企業（中小企業）が提供した商品・役務に瑕疵があった	63.6	21.3
発注企業（大企業）の利益になる	1.7	37.9
<返品の要因>	発注企業認識	受注企業認識
受注企業（中小企業）が提供した商品・役務に瑕疵があった	88.3	60.6
発注企業（大企業）がその顧客から発注を取り消された等、発注企業側の都合	4.1	20.8
<受領拒否の要因>	発注企業認識	受注企業認識
受注企業（中小企業）が提供した商品・役務に瑕疵があった	94.3	60.6
発注企業（大企業）がその顧客から発注を取り消された等、発注企業側の都合	4.3	37.1
<やり直しの要請の要因>	発注企業認識	受注企業認識
受注企業（中小企業）が提供した商品・役務に瑕疵があった	91.0	73.2
発注企業（大企業）がその顧客から発注内容のやり直しの要請を受けた等、発注企業側の都合	6.3	22.2

・今回実施した実態調査の結果をみると、「法対象取引」については、下請代金の減額や買ったたき、返品などを中心に、親事業者による下請代金法違反のおそれのある行為が、全体として一定程度（0.1～8.6%）見受けられた。【図表9】

【図表9】「法対象取引」における下請代金法違反のおそれのある行為の状況（中小企業による回答）

	違反行為のおそれあり (%)			
	取引全体	大企業との取引	中小企業との取引	不明
①割引困難手形の交付	1.1	0.5	1.7	0.3
②代金の支払遅延	4.3	3.5	4.6	6.8
③代金の減額	8.6	7.3	9.8	8.2
④買ったたき	7.1	6.6	7.9	4.4
⑤有償支給材の早期決済	1.4	1.3	1.5	1.0
⑥返品	8.2	7.6	8.6	10.6

	違反行為のおそれあり (%)			
	取引全体	大企業との取引	中小企業との取引	不明
⑦受領拒否	1.5	1.3	1.6	2.7
⑧不当な給付内容の変更及びやり直し	2.9	3.0	2.7	4.5
⑨不当な経済上の利益提供要請	1.6	2.1	1.5	0.3
⑩購入・利用強制	2.1	2.2	2.0	1.7
⑪公取委、中企庁への申告等に対する報復	0.1	0.2	0.1	0.0

## ○ 不当と考えられる取引上の行為に関する相談の状況

- ・ 中小企業では、取引先による不当と考えられる取引上の行為に対して、ほとんどの場合に他者への相談を行っていない。【図表10】
- ・ 他方で、相談を行っている場合の相談先としては、弁護士や司法書士等の専門家が多く、続いて公的機関となっている。【図表11】

【図表10】他者への相談の有無

(単位：%)

相談した	6.4
相談していない	93.6

【図表11】相談している場合の相談先

(単位：%)

①中小企業庁、経済産業局	7.9
②公正取引委員会、地方事務所	12.7
③下請かけこみ寺	3.5
④「①」、「②」以外の国の機関 や、都道府県や市町村等の行政機 関	4.4
⑤弁護士、司法書士等の専門家	77.2
⑥商工会議所、商工会、中小企業 団体中央会などの中小企業団体	11.4
⑦その他	3.9



## 下請代金法で規制されている取引の概要

下請代金法対象範囲の基準 = 取引内容 + 資本金区分

### 取引内容

- ①製造委託、②修理委託、③情報成果物作成委託、④役務提供委託

### 資本金区分

(A: 製造委託、修理委託、情報成果物作成委託(プログラム)、役務提供委託(運送、物品の倉庫における保管、情報処理))

#### 親事業者

#### 下請事業者

資本金3億円超

資本金3億円以下(個人含む)

資本金1千万円超 3億円以下

資本金1千万円以下(個人含む)

(B: 情報成果物作成、役務提供委託(Aのものを除く。))

資本金5千万円超

資本金5千万円以下(個人含む)

資本金1千万円超 5千万円以下

資本金1千万円以下(個人含む)

### 親事業者の義務・禁止行為

#### 義務

- 注文書の交付義務
- 書類作成・保存義務
- 下請代金の支払期日を定める義務
- 遅延利息支払義務

#### 禁止行為

- 受領拒否の禁止
- 下請代金の支払遅延の禁止
- 下請代金の減額の禁止
- 返品禁止
- 買ったたきの禁止
- 購入強制・利用強制の禁止
- 報復措置の禁止
- 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止
- 割引困難な手形の交付の禁止
- 不当な経済上の利益の提供要請の禁止
- 不当な給付内容の変更・やり直し等の禁止

### 下請代金法の対象となる取引

#### 製造委託

デパートスーパー → 食品メーカー

プライベートブランド食品の製造を委託

#### 修理委託

自動車ディーラー → 修理会社

請け負った自動車の修理作業を委託

#### 情報成果物作成委託

放送事業者 → 番組制作会社

テレビやラジオの番組の制作を委託

#### 役務提供委託

貨物運送業者 → トラック運送業者

請け負った貨物運送業務のうち、一部の経路の業務を委託

### 下請代金法の対象とならない取引

#### 売買取引

デパートスーパー → 卸売業者

汎用品の納入を卸売業者に発注

#### カタログ販売(売買取引)

生産機械製造業者 → 電気機器製造業者

生産機械製造業者が製造した製品をカタログに掲載し販売

#### 自己のための役務提供委託

工作機械製造業者 → 清掃業者

工作機械製造業者が自社の清掃作業の一部を清掃業者に委託

#### 同一資本金区分内の委託取引

資本金3億円の事業者 → 資本金5千万円の事業者

同一資本金区分内の事業者同士が製造等の委託取引をする場合